

韓国における大学評価システムの発展過程と現状
—情報公示制と自己評価制の導入の意義と課題—

A Study on Developmental Process and Current Situation of
University Evaluation System in South Korea
— The challenges for university information disclosure system and self-evaluation system —

金 性希
KIM SoungHee

1. はじめに	79
2. 韓国の大学評価システム	80
2.1 高等教育の現状	80
2.2 大学評価システムの発展	81
3. 新たな大学評価システム	85
3.1 大学情報公示制の内容と推進組織	86
3.2 自己評価制と外部評価・認証機関の認定制	90
4. まとめ	92
謝 辞	93
参考文献	93
ABSTRACT	96

韓国における大学評価システムの発展過程と現状

—情報公示制と自己評価制の導入の意義と課題—

金 性希*

要 旨

高等教育をめぐる環境が変化するなか、大学の競争力と質保証体制の強化は国際的な趨勢である。この流れに呼応して、韓国では2009年度に、韓国大学教育協議会により実施されていた既存の大学総合評価認定制の代わりに、自己評価制と情報公示制を義務化するという新たな大学評価システムを開始した。これにより、これまでは韓国大学教育協議会が設定した基準によって画一的に評価が行われていたのに対し、大学自らがそれぞれの目標を設定して評価できるようになった。さらに、その結果は情報公示制に基づき、ウェブ上に公開される。自己評価結果だけでなく、それまでアクセスが困難であった大学内部のデータがインターネットを通じて公開され、学生、保護者などの社会が直接的に大学の状況を分析できるようになった。本稿では、韓国における新たな大学評価システムが実施されるまでの経緯を、大学評価システムの発展と関連法令の観点から考察を行うとともに、情報公示制と自己評価制の現状と動向把握からその意義と課題について述べる。

キーワード

韓国, 大学評価システム, 情報公示制, 自己評価制

1. はじめに

韓国では2009年から新しい大学評価システムが開始された。韓国大学教育協議会(以下、大教協)によって実施されてきた既存の大学総合評価認定制の代わりに、大学が自らの学校の特性に合わせて設定した項目をもって自己点検する「自己評価¹⁾」を義務付けるとともに、大学の情報公開を義務化する「情報公示制」を導入した。さらに、政府による外部評価・認証機関の認定制を推進している。

これらは李明博政権が、高等教育の競争力を高めるために推し進めている制度である。大学の情報公示及び自己評価そして外部評価を大学評価システムの基本とし、その評価結果を財政支援事業と連携するという質管理システムの枠組みの中で

進められている [1][2]。

既存の大学評価は、90年代中盤から実施したマスコミによる評価と政府による資金配分のための事業評価ならびに、主たる大学評価機関であった大教協(1982年設立)による大学総合評価(機関別評価)と学問分野別評価があった²⁾。これらの評価を通してある程度、大学が自らを点検する力を身につけたことや互いに競争しながら大学の発展を模索できるようになっており、それは評価文化の定着という意味からして、25年余り実施されてきた大学評価による成果であるといえる。

一方、問題点も指摘されている。例えば上述の3種類の大学評価間の連動が少ない点である。それぞれの評価が個別的、重複的に実施されてきたため、評価結果の効果的な共有がなされずに時間的、経済的に浪費が生じ、大学が評価疲れを訴え

* 大学評価・学位授与機構 評価研究部 特別研究員

¹⁾ 韓国では「自体評価」という用語が用いられているが、本稿を通して「自己評価」と記す。

²⁾ 本稿は大教協による大学評価を中心に、さらに4年制大学を中心に論ずる。

ていたのである。また、大教協による評価は、評価結果の公開が不十分で、活用が足りなかったことが指摘されてきた [3]。さらに、大学の評価への参加拒否といった問題も生じるなか、大学評価システムの見直しが必要とされてきた。そこで、政府は2003年から独立性と専門性が確保できるように（仮称）高等教育評価院を設立しようとしたが、政府の介入への反発などにより廃案となった。その後、推進されたのが大学の自己評価の義務化とそれに連携して実施する大学情報公示制³である。

これまで韓国の大学評価に関する研究が日本では少なく、その経緯や背景が十分に理解されているとは言い難い。数少ない先行研究として、Park [4] は大教協の大学総合評価認定制について、その導入背景や第一周期の評価方法を紹介している。また、馬越ら [5] は大学機関別認証評価が行われた後の大学に対するフォローアップの体制の構築に関する調査研究を行っており、その中で韓国の大学評価システムの最新状況を概略している。本稿では、これらの日本の先行研究では十分に取り扱われてこなかった、韓国における大学評価システムの発展経緯について、韓国での先行研究等に基づいたレビューを行うとともに、特に1994年以降の大学総合評価認定制の目的や方法が2周期の間にいかに変化したかを整理する。さらにそれに続いて2008年から新たに開始された評価システムである情報公示制と自己評価制について、それがいかなる法体系のもとで構築されているかを明らかにするとともに、その現在の実施状況を把握しながら、その意義と課題について検討を行う。

2. 韓国の大学評価システム

2.1 高等教育の現状

まず、韓国の高等教育の量的現状を概観する。韓国における高等教育機関数は1945年に28校、1950年に47校、1960年に85校であったが、1970年代末に既存の実業高等専門学校、専門学校などを統合し、専門大学として再編成して以来、高等教育機関の数は2年制、4年制大学ともに飛躍的に増加した [6]。その後も高等教育機関の数は増え続け、1980年に237校、1990年に265校となった。1996年には大学設立準則主義が導入され、2000年に372校までに増え、2005年には419校に達した。このように増加一途であった高等教育機関に対して、少子化や大学競争力強化など大学構造改革が必要となり、政府は大学の統廃合を奨励し、その影響で2008年現在の高等教育機関の数は405校と微減している（表1）。なお、高等教育法第2条で定める韓国における高等教育機関の種類は、大学、産業大学、教育大学、専門大学、放送通信大学及び遠隔大学、技術大学、各種学校があり、上記の数字はこれら全てを含むものである。

高等教育機関の数の増加とともに学生数と進学率も増加し、1980年に27.2%であった大学進学率は、1990年に33.2%、2000年に68.0%、2008年現在は83.8%となり、世界最高レベルの進学率である。

一方、今後、大学入学人口は少子化により減少の一途にあることが予想され、大学の生き残りをかけた競争は一層激化するため、統廃合も進んでいくと考えられる。政府もそのような大学構造改革の政策を推進している。統計庁の将来人口推計資料（2006年11月基準）によると、18歳人口は2011

表1 高等教育機関・学生数及び進学率の推移 [7][8]

区分	1980	1990	2000	2005	2006	2007	2008
機関数 (校)	237	265	372	419	412	408	405
学生数 (名)	647,505	1,691,681	3,363,549	3,548,728	3,545,774	3,558,711	3,562,844
進学率 (%)	27.2	33.2	68	82.1	52.1	82.8	83.8
就学率 (%)	11.4	22.9	52.5	65.2	67.8	69.4	70.5

進学率 = (進学者数 / 高校卒業生数) × 100

就学率 = (就学適齢 (18-21歳) 在学学生数 / 就学適齢人口) × 100

³ 教育情報公示制には、高等教育機関を対象とする大学情報公示制と小中等教育機関を対象とする学校情報公示制に区分される。本稿では大学情報公示制に限って論ずる。

表2 18歳人口減少による入学定員の推計 [9][10]

区分	2009	2010	2011	2012	2015	2017	2020
18歳人口	654,964	679,151	690,519	689,664	644,695	598,527	508,282
高卒者数 (A)	609,117	631,610	642,183	641,388	599,566	556,630	472,702
入学定員 (B)	599,984	599,984	599,984	599,984	599,984	599,984	599,984
(A) - (B)	9,133	31,626	42,199	41,404	-418	-43,354	-127,282

年690,519名をピークに、2015年には644,695名、2020年には508,282名までに減少し続けると推計されている。高等学校卒業生数は、2009年に609,117名であり、2012年から減少しはじめ、2020年には472,702名になると推定される。2009年現在の大学入学定員が599,984名であったことから、この数値が今後固定されると仮定した場合、2015年からは入学定員が高等学校卒業生数を上回りはじめ、その差は2020年に127,282名になる（表2）。

2.2 大学評価システムの発展

韓国における大学評価システムの発展過程は、教育政策の観点から、解放後（1945年）の時点から4段階に分ける見解 [11][12] と、朝鮮戦争後と軍事クーデターという政治的激変後の第3共和国の始まりである1964年から3段階に分ける見解 [13][14] がある。さらに、大学評価実施機関の観点からすると、もっとも簡単に2段階に、すなわち大教協の設立（1982年）を前後にして、政府主導的評価期と大教協主管の評価期に分けることもできよう。

本稿では、教育政策の観点から解放後を分類時期に包含している Han & Jung [11] の区分を採用し、その発展過程を総括する。Han & Jung による4段階区分は、1) 政府主導期（1945～1971年）、2) 政府と大学との協同期（1972～1981年）、3) 大学の自律評価期（1982～1991年）、4) 大学評価認定制度期（1992～2005年）である。2005年以降も大学評価認定制は継続されていたので、2006年から2008年までも4) 大学評価認定制度期として見ることができる。2009年現在は、自己評価と情

報公示の義務化という新たな大学評価システムがはじまっており、今後その様子を見守ってから定義すべきであるが、新たな第5段階として、自律と外部評価の強化期として見ることができよう。

大学評価が政府主導期（1945～1971年）であった時期は、政府樹立（1948年）以降、新生国家建設による人材育成という社会的期待に応じるための開放的教育政策を推進した。その影響で、高等教育機関が量的に拡大する時期であった。さらに、朝鮮戦争中と休戦直後（1952～1954年）は大学ブームといわれるほどであり、社会、経済、政治的など複合的な要因があるなか、開放的教育政策による影響は大きいといえる [15]。特に、戦後の戦災による施設の復旧と再建を進めるなか、政府は高等教育機関の設立基準を物的条件を中心に設けることで大学拡大を奨励した。この時期における大学評価の評価内容と基準は大学設置基準令にそった法律的必修要件が中心であり、文教部（現在の教育科学技術部の母体）により学事運営及び財政、会計の監査、認・許可のための監査を実施する行政監査式評価であった。

次の1972年から1981年までが政府と大学との協同期として区分されるのは、1972年から文教部傘下の教育政策審議会によって推進された高等教育改革の一つである実験大学制⁴の導入が検討され、1973年から実施されたためである。実験大学制の導入背景にはいくつかの理由があるが、Yoon [16] によると、急変する当時の国内外の情勢の中、民族の進路を開拓できる新たな大学教育制度を創案する必要性と産業社会に適合する人材育成

⁴ 実験大学制の改革内容を概略すると次のようである。第一に、卒業単位の調整による教育内容の充実化である。具大的には1960年代までの卒業単位は160で、それを140単位まで引き下げることであったが、Yoon (1981) によると、それによって幅広くかつ深い大学教育ができ、教授・学生の負担を軽減できるという。さらに、卒業単位の調整は国際的な通用性から、1単位は1時間の講義と2時間の自己学習を含むものとするという意味があるという。第二に、学科別定員制から大学別または系列別定員制への転換である。これは、学生に専攻選択の機会を与え、学科間の閉鎖性を除去するとともに学問の視野を拡大し、また、教育運営の効率化がはかるためのものであった。

の必要性をあげている。さらに、量的に拡大してきた大学教育が抱えていた運営上での課題などを解決する必要があったという。言い換えると、実験大学は大学の自律的な改革、教育課程の運営におけるフレキシブル性の付与、漸進的改革などの大原則の下で導入されたのである [17]。

この時期の大学評価は、改革能力を有すると判断される実験大学を選定するための評価であった。該当大学は実験大学として文教部に申請すると、文教部は大学の各分野の専門家からなる実験大学評価委員会を構成し、訪問調査による「実験大学選定評価」を行った。選定評価基準は、報告書の妥当性、実現性、行財政的支援及び施設の3領域12項目から構成され、80点満点で評定された [16]。さらに、実験大学として選定された大学に対して運営全般を評価する「実験大学運営評価」も実施していた [18]。実験大学の運営のために実施された大学評価活動は大学発展に寄与し、政府主導期における大学教育よりもいっそうの質向上をもたらした。実験大学制は1980年まで続き、ほぼすべての大学が参与し、終了することになる。

大学評価に新しい転機をもたらしたのは1982年、大学間の協議体である大教協の発足である。実験大学を評価するために行った大学評価活動は、政府（教育部）から大教協に移管される。この時期は、韓国の大学はすでに大学の大衆段階⁵に入っており、大学教育の質に対する懸念、たとえば教授と教育施設の確保が高等教育機関数の増加と進学率に追いついていない問題などが指摘されるようになり、質保証がより重要視されはじめた。そのような背景のなか、1984年に「韓国大学教育協議会法」が制定され、協議機構による法定事業として大学評価は実施される。大教協による評価は、大教協が大学の協議体であることから必然的に大学間の同僚による自律的評価となり、そのためにこの時期（1982～1991年）の評価が大学の自律評価期と特徴付けられる。評価の目標と性格からして、この時期から本質的な大学評価は開始されたともいえる。大教協は1982年から1986年まで第1

周期の大学機関評価を実施した⁶。1987年には第1周期の評価に対する研究が行われたため、大学機関評価は実施されなかった。その後、1988年から1992年まで第2周期の大学機関評価が行われた。大教協は機関評価とともに1982年から学問領域評価も実施していた。しかし、この時期の学問領域評価は、評価というよりは、その学問分野における教育・研究についての調査研究という性格が強かった。

1992年からは大学評価認定制度期として区分される。それは、1992年度に「学科評価認定制」が、1994年度には「大学総合評価認定制」が導入されたためである。大学総合評価認定制が導入された背景には1987年12月に、当時大統領諮問機関であった教育改革審議会の建議があり、教育部はこれを受け入れ、大教協にこれの実施に当たっての研究を依頼した。1990年に提出された大教協の研究結果を受けた文教部は従来の大学機関評価に替わって、学科評価認定制と大学総合評価認定制に分けて実施するようにした [20]。

この時期の評価は、大学の質的水準を体系的に評価し、その結果を社会に公表することにより、社会からの理解を得るものであった。大学評価認定制の導入の背景には、これまで実行してきた大学評価の限界と問題の改善、そして大学の卓越性向上のための認定制の必要性があった。ここで言う限界と問題点とは、まず、評価を評定する装置がないということ、当時の大学評価は結果を公開していなかったため大学の現状を社会が正確に把握することができず、客観的な評価をもって大学を取り扱うよりは、いくつかの一流大学のみを好み、その他の大学を同一にみる傾向があったことである。さらに、当時の大学評価制は評価結果と大学の努力に応じたインセンティブが付与されていなかったために大学の自己努力が十分になされず、財政への支援もないために大学の発展は旧態依然のままであった。これらのことを克服し効果を増大するための方策として大学評価認定制の必要性が提起された。文教部は大学評価認定制施行

⁵ マーチン・トロウ [19] は高等教育制度の発展過程を18歳人口の大学在学率で区分しており、15%未満はエリート段階、15～50%未満は大衆段階、50%以上はユニバーサル段階であるという。

⁶ Kim [20] によると、実際の評価は1982年から1984年の3年間であり、1986年までを第1周期の大学機関評価としたのは、1988年から1992年までの第2周期の評価と区分するためのものとされる。

方案に関する研究を大教協に委託し、大教協の研究結果により、先に学科評価から評価認定制に転換し1992年から実施、1994年から大学総合評価認定制が実施された [17]。

(1) 大学総合評価認定制（機関別評価）

上述したように1982年大教協の設立後1986年まで、大学の全般的な実態を把握する程度の評価を実施した。これは教授として構成された評価団が学生及び教授、教育課程、論文集及び研究費、大学行政、施設などの項目を用いて大学の自体研究報告書を確認する程度の評価であった [20]。

その後、大学総合評価認定制が導入され、1994年から2000年まで（第1周期評価）と、2001年から2006年度⁷（第2周期評価）に評価が実施された。第1周期評価では173校が、第2周期評価では161校が評価を受け [21]、それぞれ評価認定の有効期間は7年と6年であった。

評価方法は、評価申請と対象大学選定、大学による自己評価報告書と関連資料の作成と提出、書類審査、訪問調査と評価結果報告書の作成、評価結果報告書と評価認定資料の作成及び審議、認定／不認定の判定と公表の手順で行われる。評価の結果を、第1周期評価では認定／不認定として判定し、各領域別に優秀大学を発表した。評価基準は「大学総合評価認定制施行のための評価基準開発研究」の結果に基づいた諮問会議を通して最終確定された。

評価内容は6領域（教育、研究、社会奉仕、教授、施設及び設備、財政及び経営）の100項目210指標が設定された。このうち、65%は定性的、35%は定量的部分で構成されている [22]。評価基準の結果は1994年と1995年の場合、定量評価項目は5段階（A, B, C, D, E）に、定性評価項目は

3段階（A, B, C）に分けられていたが、1996年以降はすべて5段階が適用された。評価認定を受ける基準点数は、すべての項目において中間程度（定量評価項目C、定性評価項目B）の結果を受けることを仮定し、学部の場合には328.3点、大学院の場合には66.5点に設定された。1996年からは5段階の評価等級を適用したため、学部と大学院ともに総点の70%以上（学部350点、大学院70点）を認定基準点数とした。1997年末の経済危機以降は大学への影響を考慮し、学部の認定基準点数を320点に下向調整した。さらに、評価結果の判定は、認定の可否と総合及び領域別優秀大学に対して公表した。

第1周期の評価が大学として備えるべき最小限の基準充足と説明責任の向上に主眼点をおいたとすると、2001年度から始まった第2周期の評価は、第1周期の評価を通して整えられた教育基盤と件に関する項目をベースに、大学教育の質向上と内実化を通じた国際レベルの大学作りを目指している。評価内容もそれに合わせて、大学経営及び財政、発展戦略及びビジョン、教育及び社会奉仕、研究及び産学協同、学生及び教授・職員、教育と件⁸及び支援体制など6領域55項目164指標を設定した。第1周期の評価が教育環境造成及び与件改善などインプット重視の評価であることに対して、第2周期では定量的基準を強化しており、プロセスとアウトプットを重視して、大学教育の質的向上を図る評価であった。また、第2周期の評価では大学院の評価比重を学部と同一にした。さらに、大学の特性によって評価基準を設定しており、評価対象の大学類型もより細分化した。第1周期には大学類型を、一般大、教育大、産業大、神学大の4つに分け、それぞれの評価便覧を作成していた。しかし、評価内容が大学の基本的な役割

⁷ 当初第2周期評価では実施周期を7年から5年に短縮し、2005年までに実施する計画であった。しかし、一部の大学が統廃合・構造改革の理由で延期を申請したこと、また大学の評価年度申請の結果、最後の年度に集中していたことから大学を分散して2006年に評価を行うことになった。よって、最終的に認定有効期間も5年から6年となる。さらに、第2周期には、1997年以降の新設大学に対して、卒業生輩出年度に評価を実施した。

⁸ 教育部 [23] によると、高等教育における教育と件には人的と件、物的と件、そして教育・研究風土などがあげられるという。人的な側面からみる件は、教授の養成と確保を通じていかに充実した教育を提供できるかということと関連している。物的な側面からは、学校の施設及び教授・学生のための厚生福祉と件を通じて教育の状態を把握することと関連している。日本ではまれにみる教育と件という用語は韓国では一般的に上述した意味で用いられおり、具体的な指標としては、情報公示項目により、全体教員の現況、専任教員一人当りの学生数、教員確保の現況、産業界経歴を有する専任教員の現況、外国人教員の現況、1講座につき学生数、教員の講義担当比率、蔵書保有の現況、図書館の予算現況、校地確保の現況、校舎施設の確保現況、寮の受容現況などがある [24]。

と機能を評価するインプット重視であったため、評価項目の多くは類似していた。

一方、第2周期の評価では、評価対象機関の類型別に評価便覧を作成するよりは、同一の便覧を使用する反面、評価項目の重みと評価基準などを大学の特性に合わせ、より多様に差別化するようにした。大学類型の区分も、第1周期の類型に加えて、男女共学と女子大学、さらに、総合（研究＋教育）、教育中心、研究中心、実務教育中心、特殊目的大学などに分け、異なる評価尺度を用いていた。

評価結果は、総合結果と各領域別において、最優秀（総点の95%以上）、優秀（90～95%未満）、認定（70～90%未満）、改善要望（70%未満）の4段階で判定し、公表する。領域別においては最優秀と優秀大学を選定し公表する。以上を踏まえて、第1周期と第2周期評価の内容の比較を表3で示す。

（2）学問分野評価認定制

大教協の設立年度である1982年から実施された学問領域に対する評価は、特定の計画に基づくものではなく、必要に応じてまたは文教部の要請によるものであった。当初は基礎科学系、工学系、理学系のような系列別評価を主にしており、国家の政策上必要となった場合、特定のプログラムを評価していた。名称は評価であったが、評価の性格が不明確で、評価に対する政策を決定する主体も明確ではなかった。さらに、評価結果を公表しなかったため社会的理解を得られなかった。これらの問題点を改善し、大学評価認定制施行が建議されるなか、大教協と教育部が大学評価認定制実施のための研究調査を行った。大教協は1986年に大学の学科別評価モデル開発に関する研究を行い、1990年には学科評価便覧を作成した。その後、さらなる学科評価に関する研究・開発を続け、1992年から単一学科を評価単位とした学科別評価認定制を導入した[25]。学科別評価認定制の評価周期に関しては特別な言及はされてないが、10年を前

表3 大学総合評価の第1周期と第2周期評価における内容変化

区分	第1周期 (1994-2000)	第2周期 (2001-2006)
評価目的	- 大学教育の卓越性、効率性、説明責任、自律性、協調性の向上と大学財政の拡充を通じた発展誘導	- 大学教育の質を国際的なレベルに向上、21Cに適合した大学作り
対象大学類型	一般大、教育大、産業大、神学大	1) 一般大、教育大、産業大、神学大 2) 首都圏大、地方大と男女共学大、女子大 3) 総合（研究＋教育）、教育中心、研究中心、実務教育中心、特殊目的大学
評価内容	- 教育環境構築及び与件改善 - インプット中心	- 教育の質向上 - プロセス及びアウトプット中心
評価方法	- 自己評価報告書 - 書類評価 - 訪問評価	- 自己評価報告書 - 書類評価 - 訪問評価 - 事後評価
評価項目	- 6領域100項目、500点（学部） - 1領域20項目、100点（大学院）	- 6領域55項目、500点（学部） - 6領域45項目、300点（大学院） - 核心評価尺度制度導入（学部：11項目、大学院：8項目） - 特性化及び発展戦略など強化 - 定量的基準の強化
評価結果の判定	- 認定、不認定 - 総合及び領域別優秀大学選定発表	- 4段階評価：最優秀（総点の95%以上）、優秀（90%以上）、認定（70%以上）、不認定 - 領域別最優秀大学及び優秀大学選定発表 - 必要に応じて条件付き認定
事後評価	無	有
認定有効期間	7年	6年

注) 大教協のウェブサイトからの情報をもとに筆者作成

提にしている [17]。

1997年末に起きた経済危機により、1998年度の評価は実施されなかった。そして、教育部は1999年度事業として国家競争力強化事業を導入・推進する際に、大教協の学科評価事業予算を教育部予算に編成した。さらに、1999年からは大学の教育単位が学科制から学部制へ変更されたことにともない、評価名称も学問分野評価認定制に替えられた。学問分野評価認定制を導入した理由は、学部制という政策の反映の側面もあるが、この期を前後に多くの大学が従来の学科名称を捨て、2つ以上の学問分野を相互結合する‘融合’ないし‘複合’学科としての名称をとったからでもある。これを期に大教協の大学評価認定委員会は毎年2～3つの学問分野を選定して評価を実施し、2008年まで53学問分野で、おおよそ延べ2,340校(学問分野)⁹の大学を評価した [26]。

評価方法は、総合評価と概ね同様であり、評価項目については対象学問分野別に多少の差はあるものの、大きくわけて教育目標、教育課程及び授業、教授、学生、教育与件及び支援体制、教育成果の6つ領域に構成される。評価結果の判定は1999年までは優秀大学のみを公表していたが、その後は最優秀、優秀、認定、改善要望の4段階に判定をした。その際の基準点数は学問分野によって異なり、分野によっては上位圏大学を部分的に公表している。

大教協による学問分野別評価の他に、2008年現在、8つの分野で民間評価・認証機関が評価を実施している(表4)。2000年代に入って、工学や医学、

看護学などこれらの学問は、その専門性など学問の性格上、大教協から委託され、プログラム評価を行うようになった。大教協の評価は、学問の最少要求基準の確保などを評価基準にした定量的な評価であり、評価結果も認定、不認定の4段階で判定したいたため、より効率的にかつ効果的にプログラム評価をするために、民間認証機関による評価が不可避であったと考えられる。これら民間機関評価は定性的評価を重視する絶対評価で、結果は認証／不認証で判定される。

3. 新たな大学評価システム

冒頭にも述べたように、大教協による大学評価はマスコミや政府による評価とともに、大学における評価文化の定着という面で大きな役割を果たしてきた。その反面、異なる評価間での運動性の希薄さ、そこからくる評価対象となる大学の評価疲れ、さらに大教協の評価機関としての専門性の欠如、評価基準の画一さなどといった評価への信頼性への疑念と硬直性に対する不満が一部の大学による評価への不参加という形として表れた。2005年度に学問分野別評価において国語国文学分野の46大学、社会学・心理学分野のすべての大学が評価への参加を拒否した [28]。さらに、機関別評価においてソウル大学が評価に参加しない方針を発表するなど、大学側の大教協の評価への不信感が社会に露出された。大学評価受診拒否は2006年度にも3つの分野で起こった [29]。

さらに、国際的に高等教育の質保証と向上のための高等教育評価専担機構が新設または拡大され

表4 民間評価・認証機関の現状

評価機構	登録官省	設立年度	運営財源
韓国工学教育評価認証院	教育科学技術部	1999	会費、補助金など
韓国医学教育評価院	保健福祉部	2004	大学の評価負担金、大韓医師協会支援
韓国看護評価院	保健福祉部	2004	大韓看護協会支援、評価負担金、政府の事業費
韓国経営教育認証院	知識經濟部	2005	会費、大学の認証負担金
韓国建築学教育認証院	国土海洋部	2005	会費、支援金、学術用役費
韓国東洋医学教育評価院	保健福祉部	2005	会費、支援金
韓国歯医学教育評価院	保健福祉部	2008	会費、支援金
韓国貿易教育認証院	知識經濟部	2008	会費、支援金

注) 韓国大学新聞 [27] から一部修正

⁹ これまで評価を受けた学問分野における大学の合計の数である。

るなか、このような問題点の改善は、評価システムの見直しにつながり、2008年12月に大学情報公示制が、2009年に自己評価制の義務化という新たな評価システムがスタートした。大学情報公示制それ自体は評価を行うものではないが、以下でも述べるが、大学情報公示制において公開すべき必修項目は自己評価制における評価項目として多く用いられるなど、その関連性からして包括的に大学評価システムとしてとらえることができる。

3.1 大学情報公示制の内容と推進組織

大学情報公示制の導入のはじまりは2004年度に制定・公布された「公共機関の情報公開に関する法律」である。この法律によりすべての公共機関が情報公開を義務付けられることになり、ほとんどが公共機関である教育関連機関も例外なく、それぞれの教育機関が保有・管理する情報を公開することになった。しかし、一般法による情報公開は、請求の手続きを必要としたため、実際に教育情報の公開は活性化されなかった。そこで、特例法を制定し、今までは消極的で、あまり活性化されなかった教育機関の情報を積極的に公開するように義務付ける制度を導入したのである。「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(以下、特例法)が2007年5月に制定され、2008年5月に公布施行された。翌年2008年11月に施行令が国会議を通過、成立された。この特例法と施行令によって、小中高等教育機関と教育行政機関及び教育研究機関は関連情報の公開が義務化された。これら一連の過程は、大学の情報を社会に公開するという次元だけではなく、大学の質保証、国際化、競争力強化、構造改革、不堅実な大学の退出、大学評価の見直しといった大学をめぐる環境と合わせて進められたものであり、大学情報公示制は自己評価制の義務化とともに新たな大学評価システムとして機能している。

大学情報公示制導入の目的は、「教育機関の情報公開に関する特例法」の第1条において、国民の知る権利の保障、学術及び政策研究の振興、教育行政の効率性・透明性向上と明記されている。

教育機関の情報公開に関する特例法

第1条(目的) この法は教育関連機関が保有・管理する情報の公開義務と公開に必要な基

本的事項を定め、国民の知る権利を保障し、また学術及び政策研究を振興するとともに学校教育に対する教育行政の効率性及び透明性を高めるための「公共機関の情報公開に関する法律」に対する特例を規定することを目的とする。

第6条(高等教育機関の公示対象情報など)

①高等教育を実施する学校の長はその機関が保有・管理している次の各号の情報を毎年1回以上公示しなければならない。この場合、学校の長は公示情報を教育科学技術部長官に提出しなければならない。〈改正2008.2.29〉

1. 学校規則など学校運営に関する規定
2. 教育課程編制及び運営などに関する事項
3. 学生選抜方法及び日程に関する事項
4. 充足率、在学生数など学生現況に関する事項
5. 卒業後の進学及び就職現況など学生の進路に関する事項
6. 専任教員現況に関する事項
7. 専任教員の研究成果に関する事項
8. 予決算内訳など学校及び法人会計に関する事項
9. 「高等教育法」第60条から第62条までの是正命令などに関する事項
10. 学校の発展計画ならびに特性化計画
11. 教員の研究、学生に対する教育ならびに産学協力現況
12. 図書館及び研究に対する支援現況
13. その他教育環境及び学校運営状態に関する事項

②教育科学技術部長官は国民の便宜のために必要な場合第1項により学校の長が公示した情報を学校の種類別・地域別などに分類して公開することができる。〈改正2008.2.29〉

③第1項による公示情報の具体的な範囲、公示回数ならびにその時期、第2項による情報の公開方法などに関する必要事項は大統領令で定める。

公示内容は、特例法第6条で必修公示13項目が示され、それに即して具体的に延べ55項目が定められている(表5)。大学は各項目に対する情報を学科・学部別専攻単位、募集単位または学校単位で公示することとなっている。また、各公示デー

表5 情報公示制による公示項目と内容

公示項目
情報公示項目
1. 学校規則など学校運営に関する規定
1) 学校規則 2) 学校規則外の学校運営に関する各種規定
2. 教育課程編制及び運営などに関する事項
1) 教育課程編制及び評価基準 2) 成績評価結果(成績評価分布)
3. 学生選抜方法及び日程に関する事項
1) 大学入学(編入学)選考施行計画 2) 募集要項(編入学を含む)
4. 充足率, 在学生数など学生現況に関する事項
1) 入学選考類型別の選抜結果 2) 機会均等選抜結果 3) 新入生充足状況 4) 学生充足状況(編入学含む)
5) 在籍学生の現況 6) 外国人学生の現況 7) 中途離脱学生の現況 8) 学士学位専攻深化課程(専門大学)
5. 卒業後の進学及び就職現況など学生の進路に関する事項
1) 卒業生現況 2) 卒業生の進学現況 3) 卒業生の就業現況
6. 専任教員現況に関する事項
1) 教員全体に占める専任教員の現況 2) 専任教員一人当たり学生数 3) 専任教員確保率
4) 企業経歴のある専任教員の現況 5) 外国人専任教員の現況
7. 専任教員の研究成果に関する事項
1) 国内外学術誌掲載論文実績 2) 著書・訳書実績
8. 予決算内訳など学校及び法人会計に関する事項
1) 一般会計予算・決算現況(国公立大学) 2) 期成会計予算・決算現況(国公立大学)
3) 発展基金予算・決算現況(国公立大学) 4) 予算・決算(合算債務諸表)現況(私立大学)
5) 法人会計予算・決算現況(私立大学) 6) 校費会計予算・決算現況(私立大学) 7) 積立金現況(私立大学)
8) 寄付金現況(私立大学) 9) 産学協力団会計現況 10) 授業料現況
9. 「高等教育法」第60条から第62条までの是正命令などに関する事項
1) 違反内容及び処置結果
10. 学校の発展計画ならびに特性化計画
1) 学校発展計画及び特性化計画
11. 教員の研究, 学生に対する教育ならびに産学協力現況
1) 研究費授与実績 2) 教員講義担当現況 3) 奨学金授与現況 4) 外国大学との交流現況
5) 産業界連携教育課程開発現況 6) 技術移転収入料及び契約実績 7) 特許願及び登録実績
12. 書館及び研究に対する支援現況
1) 蔵書保有現況 2) 図書館予算現況 3) 研究実績現況
13. その他教育環境及び学校運営状態に関する事項
1) 定款(私立大学) 2) 法人の役員現況(私立大学) 3) 校地確保現況 4) 校舎施設確保現況
5) 寄宿舍収容現況 6) 収益用基本財産確保現況(私立大学) 7) 職員現況 8) 財政支援事業収益実績
9) 「高等教育法」第11条の2に関する大学評価結果

注) 教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令の別紙2により筆者作成

タは公示日を基準に最近3年間分を集合し, 公示するように規定されており, データの変化推移も把握できる。現在は2008年と2009年の2年分がみられる。教育機関の情報公開に関する特例法施行令には高等教育機関の公示情報の範囲・回数及び時期などが定められているが, 上述した13の項目のうち, 1, 3, 9, 10と13の一部は随時公開となり, その以外の定量的な項目は年1回, 9月に公開(但し, 会計事項は予算の場合6月, 決算の場合11月公開)となっている。

55項目に関する大学の情報は, 情報公示ウェブ

サイト(<http://www.academyinfo.go.kr/>)で誰もがみることができる。このサイトは, 韓国教育開発院の教育情報公示センターが総括管理しており, 各項目に対して学校種類(大学, 大学院, 専門大学), 類型(一般大学~機能大学), 設立型(国公立), 地域別, 規模(学生数)などの大学別または専攻・学科別の情報を統合比較検索できるようになっている。

大学の情報公示は教育科学技術部の大学情報分析課で業務を担当しており, 特例法第7条により, 公示情報の収集・管理のための総括管理機関と項

目別管理機関とを別におく複層的構造にしている点に特徴がある。さらに、施行令第8条が定めるところにより、情報公示に関する政策の立案及び制度改善などの事項に対しては、教育科学技術部長官所属としての情報公示運営委員会をおいてある。

総括管理機関である韓国教育開発院の教育情報公示センターは、公示業務の全般を主管している。一方、項目別管理機関には、韓国教育開発院教育統計センター、韓国大学教育協議会、韓国専門大学教育協議会、韓国学術振興財団、韓国私学振興財団、韓国職業能力開発院など6つの機関が指定

され、公示情報の収集・管理業務を担っている。大学情報公示制が施行され、情報公示ウェブサイトを通して公示資料が公開されるまで、これらの項目別管理機関の役割は多かった。公示項目55のうち、38項目の情報を管理機関が調査と検証を行い、情報公示ウェブサイトに搭載したのである[30]。以上の大学情報公示に関する推進組織と機関別主要機能、項目別管理機関の調査項目をそれぞれ図1、表6、表7で示す。

情報公示制によって期待される効果は、学生及び保護者にとっては大学情報、特に以前は国会国

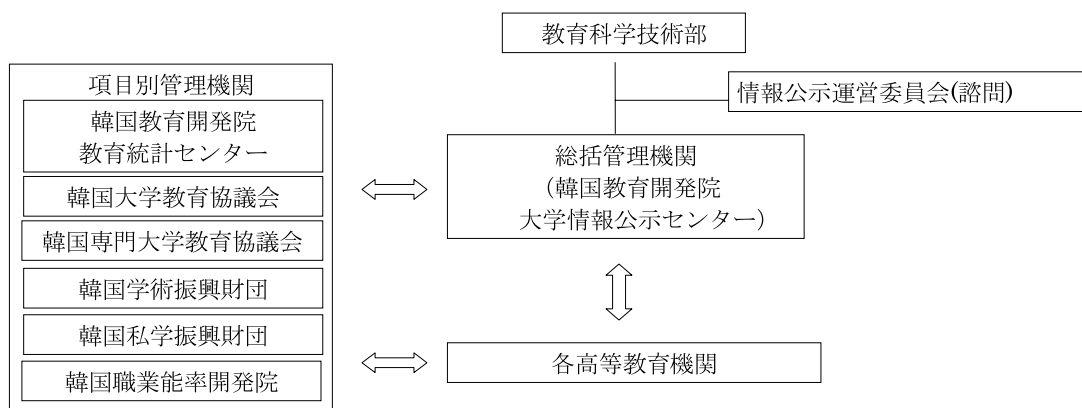


図1 大学情報公示推進組織

表6 情報公示に推進における各機関別主要機能 [31]

区分	機関名	主要機能及び役割
主務部署	教育科学技術部	<ul style="list-style-type: none"> 大学情報公示基本計画の調停・承認 総括管理機関、項目別管理機関の指定 情報公示運営委員会の構成・運営
総括管理機関	韓国教育開発院 (大学情報公示センター)	<ul style="list-style-type: none"> 大学情報公示の実行計画樹立 大学情報公示の様式開発・改善・普及 学校別大学情報公示支援及びコールセンター運営 運営関連組織間の協調体制構築 大学情報公示の統合管理システム構築・運営 大学情報公示関連の研究及び改善方案の導出 大学情報公示の実態調査及び評価報告書の作成
項目別管理機関	韓国教育開発院 (教育統計研究センター) 韓国大学教育協議会 韓国専門大学教育協議会 韓国私学振興財団 韓国職業能力開発院 韓国学術振興財団	<ul style="list-style-type: none"> 管理公示項目情報の確認 大学別情報公示の資料提供 公示項目の指針開発支援
公示主体	大学 (高等教育機関)	<ul style="list-style-type: none"> 教育情報公示の資料作成 項目別管理機関及び総括管理機関に情報提出 公示内容に対する問合せ先の運営

表7 項目別管理機関の調査・連携項目 [30]

管理機関	分野	情報公示項目	情報公示内容
韓国大学教育協議会	学生	学生の選抜方法及び日程に関する事項	大学入学（編入学）選考の施行計画 募集要綱（学科別入学定員を含む）
		充足率，在学学生数など学生現況に関する事項	入学選考の類型別選抜結果
韓国専門大学教育協議会	学生	学生の選抜方法及び日程に関する事項	大学入学（編入学）選考の施行計画 募集要綱（学科別入学定員を含む）
		充足率，在学学生数など学生現況に関する事項	入学選考の類型別選抜結果
韓国教育開発院 (教育統計研究センター)	学生	充足率，在学学生数など学生現況に関する事項	学生充足現況
			外国人学生現況
			中途離脱学生現況
	教育及び研究成果	卒業後の進学及び就業現況など，学生の進路に関する事項	卒業生現況
			卒業生の進学現況
			卒業生の進路現況
	教育与件	専任教員現況に関する事項	専任教員1人当たり学生数
教員確保現況			
外国人教員現況			
大学運営	その他教育与件及び学校運営状態などに関する事項	教員の研究・学生に対する教育及び産学協力現況	
		図書館及び研究に対する支援現況	
韓国学術振興財団	教育及び研究成果	専任教員の研究成果に関する事項	国内外学術誌の掲載論文実績
			著・訳書実績
		教員の研究・学生に対する教育及び産学協力現況	研究費受恵実績
			技術移転収入料及び契約実績
			特許出願及び登録実績
韓国私学振興財団	大学財政及び教育費	予決算内訳など学校及び法人の会計に関する事項	予・決算（合算財務諸表）現況
			法人会計の予・決算現況
			校費会計の予・決算現況
			積立金／寄付金／登録金現況
			産学協力団会計の現況
			受益用基本財産の確保現況
	教育与件	図書館及び研究に対する支援現況 その他教育与件及び学校運営状態など	蔵書保有現況／図書館予算現況
校地／校舎施設確保／寮の現況			
韓国職業能力開発院	大学運営	学校発展計画及び特性化計画	学校発展計画及び特性化計画
		その他教育与件及び学校運営状態など	財政支援事業の受恵実績

政監査の場ではないと確認できなかった定員充足率，就業率などといった情報にも簡単にアクセスができること，それを大学選択に活用できることである。また，大学側にとっては教育・研究・財政など情報公示することによって，いつも外部から見られ，評価されることになるため，より自発的に大学の発展と質向上を促進するようになることである。しかし，これらの肯定的な部分は裏返せば，これから解決しなければいけない課題となる。Lee [32] が指摘するように，公開されている情報がどれだけ学生及び保護者に活用されてい

るのか，役に立っているのかに対する検証が必要であり，大学側が公開しているデータの信頼性の確保のための作業が厳密に行われるべきである。

データの信頼性に関して，公示された情報を各種の評価と支援事業の選定基準に活用する意思を表明している教育科学技術部は，データの誤りを発見したことにより，2009年10月7日から現場実査を行いはじめた。また，韓国開発院情報公示センターではデータの誤り，虚偽に対応するために誤謬情報申告センターを運営することになっている。政府はそのようなことが発覚された場合，財政支

援事業における不利益を付加するなど嚴重に措置する方針であることを明らかにしている。

さらに、Lee は次のような問題点もあげている。それは第一に、大学情報公示制の目的が明確ではないことである。特例法をはじめ各種の文献に、その目的として国民の知る権利保証と大学の競争力向上を挙げているが、それ以上の具体的な目的は標榜していない。本来は大学情報公示制の具体的な目的に合わせて、提供する情報の内容、水準、関連機関の及び機構などの運営体制が変わらなければならないが、目的が具体的でなければそれを行うことはできない。第二に、項目を管理している関連機関の役割と機能などが不明確であり、法的責任と役割をはっきりしたうえで、うまく機能できるように支援するべきであるという点である。第三に、大学自己評価との連携において、自己評価の結果を公示するようにしている一方、情報公示の項目を充分活用するように勧めているが、どのように連携するかについては十分な論議がされていない。単純連携ではなく、受容方法や情報公示制の内容活用に便利性を高める方法などに関する論議が必要であると指摘している。

その他に、大学情報公示制の需要者は多様であるが、その多様性に充分に答えてない。研究者のための資料提供も不十分であり、多数大学を比較する機能もないのが現状である。今後、必要に応じて公示項目が増加するだろうと考えられる中、その提示法などの工夫が必要である。その対策のひとつとして最近、教育科学技術部は、2009年12月末から大学情報公示制に大学の相対的水準を識別記号(★)として表示する「大学競争力の情報」を追加提供すると発表している[33]。競争力情報の提供は情報需要者の総合的な理解を助けるための付加的なサービスであるという。対象大学は4年制大学と専門大学に区分し、4年制大学の場合、在学生充足率、専任教員確保率、就業率、正規職就業率、新入生充足率、中途脱落学生比率、奨学金支給率、学生一人当たり教育費と専任教員一人当たり国内学術誌の論文実績と国際学術誌の論文実績の10項目が対象となる。また、専門大学の場

合は、学生一人当たり教育費の代わりに教育費の還元率¹⁰が、専任教員の論文実績の代わりに産学協力受益率¹¹が用いられ、9項目に対して相対的水準を★付けする。付け方は、最下位水準である0～10分位、11～30分位、31～70分位、71～90分位、最上位水準である91～100分位に、それぞれ★を1つから5つまで付ける方式である。特に、★が1つである大学に対しては、不堅実私立大学として退出順位1位とみなすということであり、政府による大学の構造調整に勢いがついている。

3.2 自己評価制と外部評価・認証機関の認定制

既存の大学総合評価認定制に代わって実施する新しい大学評価の基本方針は、情報公示→自己評価→外部評価→評価結果による財政支援事業との連携という質保証体制の構築である。このような方針は高等教育法の改正、関連法令の制定などでも見られる。

教育基本法の第9条により、高等教育に関する事項は高等教育法で定められ、高等教育法は延べ64条項で構成されている。その高等教育法に新たに第11条の2を設けることで、自己評価の実施と公開を義務化し(第11条の2の1項)、政府から認定された外部評価機関から認証評価を受けることができる(第11条の2の2と3項)。また、政府が行政的、財政的支援を行う場合、評価ならびに認証結果を活用できる(第11条の2の4項)としている。

高等教育法

第11条の2 (評価)

- ①学校は教育科学技術部令で定めるところにより該当機関の教育・研究、組織、運営、施設・設備などに関する事項を自ら点検・評価し、その結果を公示しなければならない。〈改正2008.2.29〉
- ②教育科学技術部長官から認定を受けた機関(以下、この条では“認定機関”と表記)は、大学の申請により大学運営の全般と教育課程(学部・学科・専門を含む)の運営を評価また

¹⁰ 教育費の還元率 = 教育費総額 / 納付金収入

¹¹ 産学協力収益率 = 産学協力団の運営収益 / 納付金収入。但し、産学協力団の運営収益は産学協力収益 + 転入及び寄付金収益 + 運営外収益(補助金収益は除外)

は認証できる。〈改正2008.2.29〉

③教育科学技術部長官は関連評価専門機関、第10条による学校協議体、学術振興のための機関または団体などを認定機関として指定できる。

〈改正2008.2.29〉

④政府が大学に行政的・財政的支援をしようとする場合には、第2項による評価または認証結果を活用できる。

⑤第2項の評価または認証、第3項の認定機関の指定と第4項の評価または認証結果の活用に必要な事項は大統領令で定める。

2008年12月に制定された「高等教育機関の評価・認証などに関する規定」は、「高等教育法」第11条の2で委任した事項とその施行に必要な事項を規定したものであり、外部評価機関として認定された機関は自己評価結果を活用できるとしている（第2条の1項）。また、同月に制定された「高等教育機関の自己評価に関する規則」は、自己評価の定義、実施、結果公示などを規定したものであり、そこでは、大学は認定機関を通して受けた評価を自己評価として取り扱うことができるとしている（第3条の2項）。

高等教育機関の評価・認証などに関する規定

第2条（評価・認証の実施）①「高等教育法」第11条の2の第2項により、認定された機関（以下、認定機関）が、学校運営の全般に対する総合的に評価する際には該当学校が、法第11条の2で定めるところにより点検・評価した結果を活用できる。

②認定機関は評価・認証の対象となる学校に対して評価・認証遂行に必要な資料提供を要請できる。この場合、認定機関は提供された資料を評価・認証以外の目的に使用できない。

第3条（評価・認証結果の公開）①認定機関が評価・認証した場合、その結果を評価・認証を申請した大学に通報しなければならない。

②大学の長は第1項により通報された評価・認証の結果をホームページなどを通じて公開しなければならない。

高等教育機関の自己評価に関する規則

第2条（自己評価の定義）“自己評価”とは

「高等教育法」第2条による学校が該当機関の教育・研究、組織・運営、施設・設備など（以下、教育・研究など）学校運営の全般に対して総合的に点検・分析・評定することを指す。

第3条（自己評価の実施）①学校の長は該当学校の教育与件改善及び教育・研究などの質向上のために学則に定めるところによる「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項により、公示情報と学校の長が該当機関の教育・研究などを評価するために必要だと認める事項に関して自己評価を実施すべきである。②第1項による自己評価は2年に1回以上実施しなければならない。但し、法第11条の2の第2項による認定機関が該当学校の運営全般に対して総合的に評価を行った場合には、これを該当年度の自己評価と扱うことができる。

③自己評価の基準、手続き及び方法などに必要な事項は該当学校の学則で定める。

第4条（自己評価委員会など）①学校の長は自己評価の企画・運営・調停及び管理などのために自己評価委員会と自己評価を専担する組織・人力をおかななければならない。

②自己評価委員会の構成及び運営などに必要な事項は学校の長が定める。

第5条（評価結果の公示）学校の長は該当機関のホームページなどを通じて自己評価の結果を公示しなければならない。

第6条（自己評価の支援）教育科学技術部長官は学校が自己評価を円滑に行えるように予算の範囲内で自己評価施行に必要な経費などが支援できる。

自己評価という名称は既存の大学総合評価認定制の時にも使われていた。しかし、単独で制度化された自己評価が以前と大きく異なる点は、以前はすでに決められていた評価指標に沿って受身的に行った画一的で硬直な評価であったことに対し、大学自らが自律的に評価指標を設定し、それに沿って大学の発展計画などを立てることができるといった自律性と柔軟性である。自己評価制の導入が決定された当初は、大学総合評価認定による自己評価の経験があったにもかかわらず、評価指標設定などに戸惑いを感じる大学も多くあったという。そこで、大教協による自己評価における評

価項目作りに関するワークショップなども開かれ、またパイロット大学事業も行われた。パイロット大学事業とは、教育科学技術部と大教協が、2008年8月に、自己評価の理解と認識拡大のために実施した事業である。

パイロット大学として9校（国立大4校、私立大4校、専門大1校）が選定され、これらの大学に自己評価モデル開発のための研究費として各々3,000万ウォンが支援された。選定された大学は約4か月間で、常時評価のための専任組織及び人員を確保し、自己評価委員会の構成、自己評価規定を作り、各大学の特性に合わせた自己評価指標と方法、活用方案などを開発した。そして、全大学に参考できるように、2009年1月に、大学自己評価モデル及びパイロット大学運営結果を発表するセミナーが開催された。パイロット大学運営結果をみると、ソウル大学の場合、研究中心大学の特性に合わせて、教授と学生の研究成果を評価指標に組み込んでいる。また、釜山大学は卒業生の就業率など10個余の核心評価指標を重点的に管理する方案を立てている。さらに、東国大学は試験合格者数、公認会計士の合格者数など、卒業生の社会進出成果を評価指標に反映している。パイロット大学の自己評価モデルは多様であり、これらを参考に各大学は自己評価を進めている。

一方、2009年度から外部評価認証機関に対する教育科学技術部の認定制が導入された。これには大教協を含め、学問分野別評価を行っていた民間機関など外部評価機関が認定をうけるために申請中にある。4年制大学に対する機関評価に関しては、現時点では大教協が唯一の外部評価機関になる可能性が高く、今後、大教協の影響力は強まる見込みである。特に、政府は外部評価機関からの評価結果を行政・財政支援と連携するという意思を表明しており [34]、必然的に認証機関の影響力は大きくなると考えられる。大教協は、認証機関としての認定後の評価について、定量的指標を増やす一方、評価類型を多様化する方針であり、教育与件よりは成果中心の評価に重点をおくという [35]。

4. まとめ

以上、本稿では韓国における大学評価システムについて歴史的観点から発展経緯を総括し、また、

大学評価に関連する法令を踏まえながら最新の変化についてまとめた。特に、大教協によって実施されてきた評価認定制についてその変化を整理するとともに、新しい評価システムとしての大学情報公示制と自己評価制の導入について法体系を明らかにし、その現状と動向を把握した。それらの特徴をまとめると次のようになる。

解放後からこれまでの大学システムの発展過程は、先行研究に基づけば、1945年から2008年までを、政府主導期、政府と大学との協同期、大学の自律評価期、大学認定制度期の4段階に区分できる。それに対して、2009年度からの新たな評価システムは大きく特徴が異なるため、第5段階とも言え、自律と外部評価の強化期と呼ぶことができよう。このような第5期へと以降する基盤には、大教協が25年余り、機関別評価と学問別評価を実施し続けてきたことが挙げられ、それにより大学には評価文化が定着し、大学は自己点検ができるようになった。これは戦後から大学評価を行ってきたことの大きな成果である。しかし、一方で、大教協が大学間の自律的な協議体であること、評価基準が画一的であったことなど、既存の評価システム・方法における専門性、信頼性への不満は評価への不参加として表れた。同時に、国際的にも高等教育の質保証への関心と重要性が高まっており、大学の自律性と説明責任を担保する新たな評価システムはこれらを解決するための一つの方法であったといえる。

新しい大学評価システムが施行された今日の韓国の大学の多くは、2-3月には教育力量強化事業の準備をはじめ、7-8月には中央一報の大学評価の準備、9月に大多数の大学情報公示の項目に関する資料入力とアップデート、そして大学自己評価準備及び実施といった日程で、あらゆる評価業務を果たしている。たとえ、大学がこれを過重な負担と捉えても、自己評価の結果を含む大学の情報は年中インターネットを通じて公開され、さらに政府の財政支援にもつながることになっているため、大学は否応なしに大学情報を公示し、また自己評価を実施しなければならない。2008年までの評価システムの下では大教協、マスコミ、政府による大学評価は評価間の連携が少なく重複していたため時間的にも経済的にも損失が生じることが問題化されていた。しかし、新たな評価シ

システムでは、大学情報公示の項目と自己評価の項目を連携して用いることができ、政府やマスコミによる評価にも連携することにより、その問題がかなり解消できるという意義がある。

さらに、自己評価制は従来の総合評価認定制のなかで実施されていた自己評価と異なり、大学が自らの特性を活かした指標作りが可能であり、自律的な評価指標を用いることができる点に意義がある。一方、大教協に対する評価機関としての専門性の欠如や、画一的な評価指標への不満については、大教協が正式の外部評価・認証機関として認定され、その専門的な力量を備えていけば解消されることが期待されるが、それは将来的な検証が必要である。

さらに、現在政府は外部評価・認証機関の認定制を推進中であり、義務付けではないが外部評価機関による認証を勧めている。また、「高等教育機関の自己評価に関する規則」の第3条の2項により、外部評価機関から受けた評価は自己評価として扱うことが可能であるとともに、外部評価による結果を政府は財政支援に連携する方針であることを表明しており、外部評価機関による認証を受ける大学は増えると考えられる。外部評価認証には機関評価とプログラム評価があり、これまでの民間評価機関として学問分野を評価し、認証を与えていた機関は無難に政府の認定を得ると考えられる。4年制大学を対象とした機関評価においては、2009年現在、大教協が唯一の外部評価機関である。

新しい評価システムはスタートして1年が経過としているところである。その成果をこの段階であえて言えば、大学情報公示制と自己評価制は大学間の競争を誘導していることである。従来の大学評価は大学の自律的な連合体である大教協によるものであったがゆえに、政府による評価にくらべ、自律性と説明責任は確保されていた。しかしながら、大教協により決められた評価基準を用いての画一的な評価であったこと、評価結果が社会で活用されなかったことによって、自律性と説明責任は充分には確保されていなかった。一方、新しい評価システムでは、情報公示によって大学の主要データをはじめ、自己評価の結果までもインターネットを通じて社会に公開されることから、大学に対して求められる透明性や説明責任が一層

強化されたといえる。公開されたデータによって、大学は常に社会から、特に、学生や保護者から判断と評判される。高等教育の質保証の観点からしてこうしたデータの常時公開は望ましいことである。大学側からしても他大学の情報を容易に収集し、比較分析ができ、目標設定や改善事項の把握においても有用である。さらに、自己評価において、大学が特性に合わせた評価ができ、自ら設定した評価基準を用いて評価を行うため、自主性・自律性が従来より強化されたことに特徴がある。このような制度は国際社会における大学競争力の強化という目標意識をもつ政府によって強く押し進められたことによって導入できたものであり、その点では日本のこれからの大学情報公開と大学評価実施においても参考になると考えられる。

その反面、さまざまな課題も残っている。たとえば、情報公示の時期が多く項目において9月であるため、新学期が始まる忙しい時期に、大学は情報入力求められる事により、運営管理業務の負担が増大するという苦情に対する解消方法の考案が必要である。また、公示情報や自己評価の結果が信頼性をもつものとしては誤りがあるのではなく、それに関する対応も課題である。さらに、情報公示サイトの一部の資料は外国では文字化けするなど、技術的な面での補充も必要であると考えられる。

今後、外部評価・認証機関が政府から認定され評価を実施することになると、自己評価とどのような関係で実施されていくのか、さらにその評価結果が財政支援にどのようにつながるかなどが喫緊の課題として顕在化してくるであろう。評価システムを効果的、効率的なものとして機能させ、高等教育の質保証を可能とするものにするためには政府と大学の努力はもちろんのこと、絶え間ない論議と研究が必要であると考えられる。

謝 辞

本論文の執筆に際し、有意義なコメントをいただきました(独)大学評価・学位授与機構の林隆之先生と渋井進先生、鹿児島大学の杉本和弘先生に深く感謝いたします。

参考文献

- [1] Hang, I.S. (2008) 「대학자체평가 시행방안」

- (大学自己評価の施行方案) 『대학교육』 (大学教育), 156, 67-71.
- [2] 教育科学技術部 (2010) 「고등교육기관 평가·인증정책 추진현황」 (高等教育機関の評価・認証に関する政策推進現況)
http://www.mest.go.kr/me_kor/inform/info_data/talent/1261749_10813.html
(2010年3月現在)
- [3] Jun, W.H. (2009) 대학, 이젠 생각을 바꾸자-대학평가정책의 방향 (大学, 思考の転換が必要—大学評価政策の方向) 『교육개발』 (教育開発), 161.
http://edu.kedi.re.kr/EZPlan/EduZine/EzArticleSviw.php?Ac_Num0=6333&Ac_Code=D0020301
(2009年9月現在)
- [4] Park, K.J. (2001) 「韓国の大学評価—韓国大学教育協議会の大学総合評価認定制について—」 『教育経営学研究紀要』, 5, 153-165.
- [5] 馬越徹, 羽田積男, 高山裕司 (2009) 「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究 (韓国)」 『認証評価に関する調査研究』, 128-158.
- [6] 韓国大学教育協議会 (1990) 「한국고등교육체제의 기능분해에 관한 연구」 (韓国高等教育体制の機能分解に関する研究) 『研究報告88-24-55号』, p46.
- [7] 韓国教育開發院教育統計서비스시스템
<http://cesi.kedi.re.kr/index.jsp>
(2009年11月現在)
- [8] 教育科学技術部・韓国教育開發院 (2008) 『교육통계분석자료집 SM2008-16』 (教育統計分析資料集)
- [9] 統計庁 (2006) 『장래인구추계』 (将来人口推計)
http://kostat.go.kr/nso_main/nsoMainAction.do?method=sub&catgrp=nso2009&catid1=k04__0000&catid2=k04g__0000&catid3=k04gb_0000&catid4=k04gbc0000&catid=k04gbc0040
(2009年12月現在)
- [10] 教育科学技術部・教育開發院 『교육통계연보』 (教育統計年報)
<http://cesi.kedi.re.kr/index.jsp>
(2009年12月現在)
- [11] Han, Y.J. & Jung, I.H. (2005) 「한국과 일본의 대학평가제의 비교고찰」 (韓国と日本の大学評価制の比較考察) 『비교교육연구』 (比較教育研究), 15(3), 33-52.
- [12] Lee, M.W. (1992) 「해방후의 한국고등교육정책의 역사적 평가」 (解放後の韓国高等教育政策の歴史的評価) 『한국교육사학』 (韓国教育史学), 14, 103-129.
- [13] Oh, S.S., Paek, J.H., Seo, D.S., Lee, D.G., Lee, H.S. (1999) 「국내 대학평가기구의 발전방안 연구」 (国内大学評価機構の発展方案研究) 『研究報告 RR99-7-184』, 한국대학교육협의회 (韓国大学教育協議会)
- [14] Seo, J.H. & Paek, J.H. (2001) 「대학평가 발전 방향에 관한 연구」 (大学評価の發展方向に関する研究) 『고등교육연구』 (高等教育研究), 12(1), 269-298.
- [15] Kim, J.C. (1975) 「한국고등교육정책의 역사적 전개 (1945-75)」 (韓国高等教育政策の歴史的展開) 『교육대학원논문집』 (教育大学院論文集), 2, 18-36.
- [16] Yoon, C.D. (1981) 우리나라 실험대학에 관한 연구-그 운영실태와 문제점을 중심으로- (我が国における実験大学に関する研究—その運営実態と問題点を中心に—) 건국대학교교육논총 제1집 (建国大学教教育論叢), 1, 1-33
- [17] 韓国大学教育協議会 (2005) 「VI. 대학교육의 내실화를 위한 대학평가지원」 (VI. 大学教育の内実化のための大学評価支援) 『한국대학교육협의회 20년사』 (韓国大学教育協議会の20年史), 123-182.
- [18] 監査院評價研究院 (2006) 『공공부문 평가체제 실태조사 연구보고 2006-02』 (公共部門評價制度の実態調査 研究報告2006-02), 386.
- [19] 마친·트로우 (1976) 『高學歷社会の大学—エリートからマスへ—』 (天野郁夫・喜多村和之訳) 東京大学出版会
- [20] Kim, C.G. (2001) 「제1기 대학종합평가 인정제 운영의 분석」 (第1期大学総合評価認定制の運営について) 『교양교육논문집』 (教養教育論文集), 6, 49-60.
- [21] Hang, I.S. (2008) 「경쟁과 대학평가, 그리고 고등교육의 질 관리」 (競争と大学評価, そし

- て高等教育の質管理) 『대학교육』 (大学教育), 151, 46-51.
- [22] Lee, H.C. (2002) 「한국고등교육의 질관리와 평가 방향 -제 2 주기대학평가를 중심으로-」 (韓國の高等教育の質管理と評価方向—第 2 周期大学評価を中心に—) 『대학교육』 (大学教育), 119, 106-115.
- [23] 教育部 (1998) 『교육 50 년사』 教育50年史. Jang, S.H. (2007) 「문민정부 이후 대학 정원 정책분석」 (文民政府以降の大学定員政策分析), 『교육행정학연구』 (教育行政学研究), 25 (4), p394より再引用.
- [24] 情報公示ウェブサイト (大学アリミ) <http://www.academyinfo.go.kr/subjectSearchAction.do> (2009年12月現在)
- [25] Kim, J.H. (2006) 「5 주기 학문별분야 평가인 정제의 개선방향」 (5 年周期の学問分野評価認定制の改善方向) 『대학교육』 (大学教育), 141, 76-86.
- [26] Kim, S.H. (2006) 「학문분야별평가기구의 평가기능과 과제」 (学問分野別評価機構の評価機能と課題) 『대학교육』 (大学教育), 141, 87-95.
- [27] 韓国大学新聞 (2008.09.29) 대학평가 한국형 모델은 ③학문분야별인증 (大学評価韓国型モデルとは③学問分野別認証) <http://www.unn.net/News/Detail.asp?nsCode=49926> (2009年10月現在)
- [28] 教授新聞 (2005.06.13) 사회학 평가거부-심리학 형성평가요구 (社会学評價拒否—心理学‘形成評價’を要求) <http://www.kyosu.net/news/articleView.html?idxno=771> (2009年 9 月現在)
- [29] 教授新聞 (2006.09.08) 거부할 경우 간접자료 받아 평가 (評價拒否の時は間接資料をもって評価) <http://www.kyosu.net/news/articleView.html?idxno=10520> (2009年 9 月現在)
- [30] Park, H.C. (2009) 「대학정보공시체도의 유관 기관과의 협력체제구축」 (大学情報公示制度の有關機関との協力体制構築) 『대학교육』 (大学教育), 158, 34-42.
- [31] 情報公示ウェブサイト (大学アリミ) <http://www.academyinfo.go.kr/introAction.do> (2009年12月現在)
- [32] Lee, Y.H. (2009) 「대학공시제의 효율적 방안」 (大学情報公示制の効率的方案) 『대학교육』 (大学教育), 158, 8-13.
- [33] 韓国大学新聞 (2009.12.17) 개별 대학 경쟁력 수준도 정보공시 (個別大学の競争力水準も情報公示) <http://unn.net/News/Detail.asp?nsCode=58341> (2009年12月現在)
- [34] 韓国大学新聞 (2009.10.22) 대교협 영향력 더욱 커진다 (大教協の影響力は強くなる) <http://www.unn.net/news/detail.asp?nsCode=57184> (2009年11月現在)
- [35] 韓国大学新聞 (2009.10.12) 대학공시제 경쟁 체제 유도엔 일단 성공 (大学公示制, 競争体制誘導には一応成功) <http://www.unn.net/news/detail.asp?nsCode=56912> (2009年10月現在)
- (受稿日 平成22年 1 月15日)
(受理日 平成22年 3 月 1 日)

[ABSTRACT]

A Study on Developmental Process and Current Situation of
University Evaluation System in South Korea

— The challenges for university information disclosure system and self-evaluation system —

KIM SoungHee *

Amid the changing circumstances surrounding higher education, strengthening the competitiveness of universities and quality assurance system is an international trend.

In 2009, Korean government began new university evaluation system which consists of the university information disclosure system and self-evaluation system instead of the existing institutional accreditation system conducted by the Korean Council for University Education (KCUE). The educational information of each university is opened at their homepages and at portal web sites. Every university, thus, is “evaluated” by society. Furthermore, according to self-evaluation system they can evaluate themselves with not unified evaluation items but free evaluation items and goals that they set. This paper describe that the history of the university evaluation system as well as laws related to university evaluation and current status and trends of the university information disclosure system and self-evaluation system.

* Researcher, Department of Research for University Evaluation, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation